

地権者等のみなさまへ

枚方市 市民生活部税務室資産税課長
都市整備部都市計画課長

市街化調整区域内の地区計画区域に 令和7年度から都市計画税が課税されます (お知らせ)

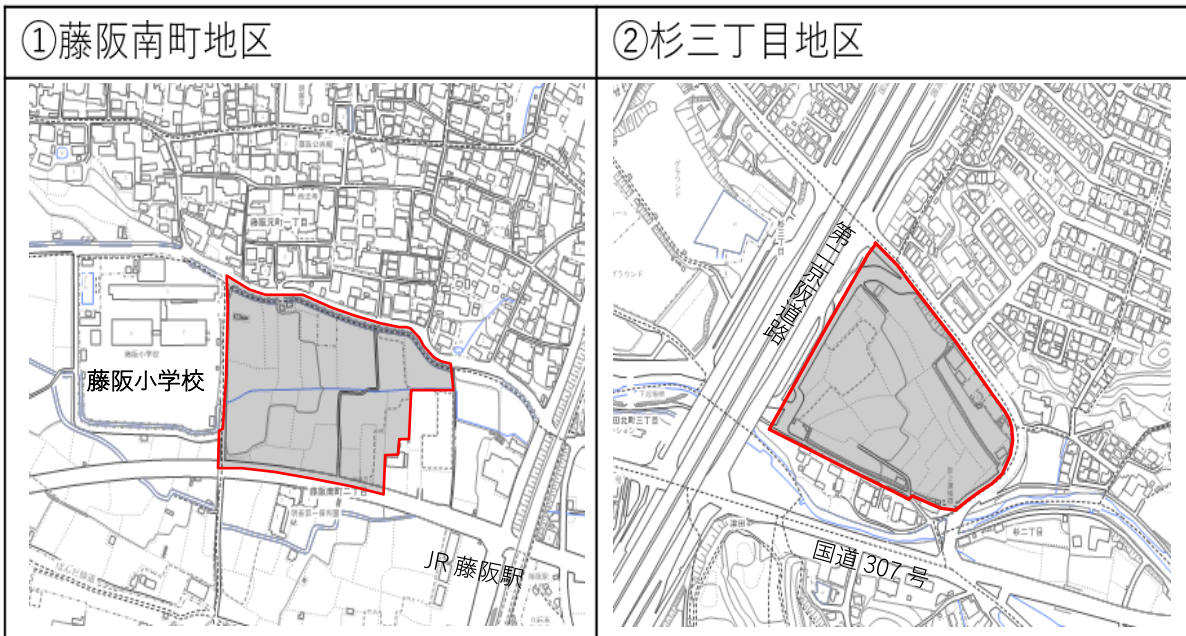
平素は、本市都市計画及び税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、市街化調整区域（原則、開発や建築等が制限される区域）においても、地区計画を定めた区域については、市街化区域と同程度の開発が可能となります。

つきましては、市街化区域との課税の均衡を図るため、この地区計画区域内に所在する土地・家屋は、令和7年度から都市計画税が課税されることとなります。

なお、本市ホームページにおいても掲載しておりますが、ご質問等ございましたら、裏面の各担当課までお問い合わせください。（裏面に詳細を載せていますので併せてご一読ください。）

課税対象地区



※地区計画区域は、都市計画法に基づき地区計画を定めている区域で上図が課税対象区域です。

地区計画について

市街化調整区域の地区計画を定めている区域は、都市計画法に基づき地区計画を定め、適合する建築物等の建設を目的とした開発行為等が可能となる区域です。

地区計画については都市計画課へお問い合わせください。(TEL:072-841-1414)

【ホームページ】

※枚方市トップページ → 環境・まちづくり
→ 都市計画 → 概要 → 都市計画（地区計画）



都市計画税について

都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用に充てるため、目的税として課税されるものです。

都市計画税の税額＝課税標準額×税率(0.3%)

【ホームページ】

※枚方市トップページ → くらし・手続き → 税金
→ 固定資産税・都市計画税 → 都市計画税



【FAQ】

○具体的な税額はいつ分かるのですか？

令和7年4月1日（火）以降であればお答えできます。

（令和7年1月1日（水）[賦課期日]の現況により、4月1日（火）に価格を決定します。）

○確認方法は？（令和7年4月1日（火）以降）

- ① 資産税課へ来庁（市役所本館2階）
令和7年1月1日時点の所有者もしくは代理人で、本人確認ができる証明書や委任状をご持参ください。
- ② 資産税課へ電話で問い合わせ（TEL：072-841-1361）
過去にお送りした、納税通知書もしくは納付書に記載している「通知書番号」を職員へお伝えください。
- ③ 市ホームページから問い合わせ
資産税課への[問い合わせ]本文に、過去にお送りした、納税通知書もしくは納付書に記載している「通知書番号」をご記載ください。
- ④ FAXで問い合わせ（FAX:072-841-3039）
問い合わせ本文と、令和7年1月1日時点の所有者もしくは代理人の本人確認ができる証明書や委任状を添付してください。

【問い合わせ先】

◆地区計画に関すること

都市整備部 都市計画課

TEL 072-841-1414 / Fax 072-841-4607

◆都市計画税に関すること

市民生活部 税務室 資産税課

TEL 072-841-1361 / FAX 072-841-3039